

平成30年9月20日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問）県教育委員会の法定雇用率達成に向けた今後の取組について

県教育委員会は平成29年においても2.2%という法定雇用率を達成しておらず、毎年、未達成機関として広島労働局や厚生労働省に公表されている。

さらに、本年4月からは2.4%に法定雇用率が引き上げとなっている。

こうした中、法定雇用率の達成に向け取組をさらに強化しなければならないと思うが、今後の取組について教育長に伺う。

（答）

県教育委員会では、職員の約9割を占める教育職員について、平成12年度の教員採用試験から、身体に障害のある方を対象とした特別選考を実施し、その周知等に努めておりますが、全国的に教員免許取得者における障害者の割合が極めて少ないことや、他の複数県で取り組まれております、清掃や環境整備等の校務を補助する業務での雇用がないということもあり、結果として、採用が進んでいない状況でございます。

また、特別支援学校において事務補助等の業務を行う非常勤職員として、障害のある方を雇用するなどの取組を行ってまいりましたが、依然として法定雇用率を達成できていない状況でございます。

このため、本年度から、新たな取組として、事務局本庁内の補助業務を集中的に行うワーク・サポート・ステーションを設置して、サポーター2名による業務支援の下、現在は8名の障害のある方を非常勤職員として雇用しております。

県教育委員会といたしましては、障害のある方の教員免許の取得が促進されるよう国に働きかけていくとともに、引き続き、採用試験説明会や大学への働きかけを通じて、障害のある方を対象とした特別選考の制度について周知を図ることと合わせて、ワークサポートステーションの拡充など、障害者の雇用に努めてまいります。